

議案第9号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和8年3月25日提出

豊橋市教育委員会
教育長 原 田 憲 一

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（組織） 第 2 条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。			（組織） 第 2 条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。		
部	課等	教育機関等	部	課等	教育機関等
教 育 部	（略）		教 育 部	（略）	
	地 域 教 育 推 進 室			地 域 教 育 推 進 室	
	<u>図 書 館</u>	<u>中央図書館、向山図書館、 大清水図書館、まちなか図 書館</u>			
<u>美 術・文 化 財 課</u>	美術博物館、二川宿本陣資 料館、 <u>文化財センター</u>	<u>美 術 博 物 館</u>	美術博物館、二川宿本陣資 料館		

(略)

(事務分掌)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 図書館運営の企画調整に関する
こと。

(2) 図書館の施設及び設備の管理に
関すること。

(3) 図書館協議会に関する
こと。

(4) 図書館資料の収集整理に関する
こと。

(5) 図書館資料の利用及び管理に
関すること。

(6) 寄贈及び寄託資料に関する
こと。

(7) 司文庫に関する
こと。

(8) 郷土資料の収集整理に関する
こと。

(9) 和装本の整理に関する
こと。

(10) 読書相談等に関する
こと。

(11) 図書館行事等に関する
こと。

(12) 図書館資料の複写に関する
こと。

(13) 分室への配本に関する
こと。

(14) 団体貸出しに関する
こと。

(15) その他図書館に関する
こと。

7 美術・文化財課の事務分掌は、次の
とおりとする。

(1)～(18) (略)

8 (略)

(職の設置)

(略)

(事務分掌)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 美術博物館の事務分掌は、次の
とおりとする。

(1)～(18) (略)

7 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長及び教育監を、課に課長、課長補佐及び主査を、室に室長、室長補佐及び主査を、図書館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターにセンター長、センター長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、大清水まなび交流館、まちなか図書館、向山図書館、大清水図書館、美術博物館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)
(職務)

第6条 部長、教育監、課長、室長、図書館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）、課長補佐、室長補佐、館長補佐及びセンター長補佐（以下「課長補佐等」という。）並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 教育監は、教育政策課、学校教育課及び保健給食課の事務を所管する。

3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、大清水まなび交流館長、まちなか図書館長、向山図書館長、大清水図書館長、美術博物館長、二川宿本陣資料館長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館

第5条 部に部長を、課に課長、課長補佐及び主査を、室に室長、室長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターにセンター長、センター長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、大清水まなび交流館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、美術博物館に副館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)
(職務)

第6条 部長、課長、室長、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）、課長補佐、室長補佐、館長補佐及びセンター長補佐（以下「課長補佐等」という。）並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、大清水まなび交流館長、美術博物館副館長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属

長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4～7 (略)

(部長等不在のときの代決)

第10条 部長不在のときは、部長専決事項に限り所管の課長(教育監の所管する事務に限り教育監とする。)がその事務を代決する。

2 (略)

別表 (第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	
学芸員	(略)
司書	司書の資格を有し、図書館において図書館資料の収集、整理、保管等を行う職務
(略)	

職員を指揮監督する。

3～6 (略)

(部長等不在のときの代決)

第10条 部長不在のときは、部長専決事項に限り所管の課長がその事務を代決する。

2 (略)

別表 (第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	
学芸員	(略)
(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。